

○共立蒲原総合病院組合職員の待機手当に関する規則

〔平成25年2月26日〕
規則第2号

改正 平成26年3月27日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合に勤務する職員(以下「職員」という。)で、共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号)により定められた正規の勤務時間以外の時間において待機を命じられ待機した職員に対し、待機手当を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 待機手当の額は、次の各号に掲げる職員が従事した職務に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 緊急手術対応等の麻酔科医師の待機 午後5時から翌日の午前8時15分まで又は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日(以下「年末年始期間」という。)の午前8時15分から午後5時までの間の待機勤務について1回当たり2万円
- (2) 緊急手術対応等の看護師等の待機 午後5時から翌日の午前8時15分まで又は土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始期間の午前8時15分から午後5時までの間の待機勤務について1回当たり1,200円
- (3) 訪問看護ステーション業務等の看護師等の待機 午後5時から翌日の午前8時15分まで又は土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始期間の午前8時15分から午後5時までの間の待機勤務について1回当たり1,200円
- (4) 内視鏡室業務の看護師等の待機 土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始期間(以下この号において「病院休診日」という。)の午前8時から午後4時45分まで及び病院休診日の午後4時45分から翌日の午前8時までの間の待機勤務について1回当たり1,200円
- (5) 居宅介護支援事業所業務等の支援専門員の待機 午後4時45分から翌日の午前8時まで又は土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始期間の午前8時から午後4時45分までの間の待機勤務について1回当たり300円

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。